

## 役員及び評議員等の報酬、旅費、費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育心会の役員及び評議員等(以下「役員等」という。)に対して支給する報酬、旅費及び費用弁償等について定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程による役員等の範囲は、非常勤とし次の者をいう。

第1区分 役員(理事及び監事)

第2区分 評議員

第3区分 各種委員会の委員

第4区分 臨時的に開催される会議等の出席者

2 施設の職員を兼務する役員等については、前項の規定にかかわらず、職員に関わる給与及び旅費規程を準用し、この規程は適用しない。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、前条第1項の区分により、別表第1に定める基準によるものとし、各年度の理事、監事及び評議員の報酬総額は次のとおりとする。

- |         |         |
|---------|---------|
| (1) 理事  | 130万円以内 |
| (2) 監事  | 40万円以内  |
| (3) 評議員 | 30万円以内  |

(旅費及び費用弁償)

第4条 役員等の旅費及び費用弁償の額は、別表第2に定める基準によるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席、または旅行した都度、現金支給し、月額とする報酬については、給与・退職金規程第4条に準じた日に指定口座へ振り込みするものとする。

2 報酬等の支給にあたっては、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給するものとする。

(報酬等の日割り計算)

第6条 月額の報酬を受ける者が、月の途中で就任、退任又は解任する場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

2 報酬等の日割り計算において、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を四捨五入する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(日額日当の変更、第2条第5項条文追加)

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
(日額日当の変更)

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(別表第 1) 役員等の報酬基準

区 分	報 酬 の 額	
第 1 区分	法人を代表する理事	月額 50,000 円
	上記以外の役員	本会の用務で会議等に出席した場合 日額 20,000 円
第 2 区分	本会の用務で会議等に出席した場合	日額 15,000 円
第 3 区分	本会の用務で会議等に出席した場合	日額 5,000 円
第 4 区分	本会の用務で会議等に出席した場合	日額 3,000 円

(別表第 2) 役員等の旅費及び費用弁償

旅費の種類	宿 泊 料		日 当	交通費・その他※
支給額	県 内	10,000 円	1 日当り	実 費
	県 外	15,000 円	10,000 円	

(1) 交通費については、交通手段等の実態に即した支給とし、自家用車等使用による場合は、1km当り 40 円とする。(全路程を通算し、1km 未満の端数は切り捨てる。)

(2) その他は、会議主催者の定める会費等をいう。